

# 令和5年度 磐梯第二小学校いじめ防止基本方針

磐梯町立磐梯第二小学校

## 1 はじめに いじめの定義（推進法第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校は、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、全教職員が一致協力して、教育委員会や保護者、地域、関係機関等と適切に連携し、学校の実態に応じた対策を推進する。

## 2 学校基本方針に関する基本的な考え方（推進法第13条）

### (1) 学校基本方針に関する基本的な考え方

- ① 学校が作成する基本方針は「いじめの防止」（未然防止のための取り組み）に始まり、「早期発見」（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て）、「いじめに対する措置」（発見したいじめに対する対処）までの一連の内容とする。
- ② 基本方針は、実効性をもつよう具体的な実施計画や実施体制について決める、「行動計画」である。未然防止から対処に至る一連の取り組みと「年間計画」、取り組みを実施する「組織」等、具他の行動場面を想定した計画となるようにする。
- ③ これまでの学校の方針や取り組みを見直し、足りない点を補うなど現状をふまえた新たな方針の策定を行う。同時に、策定作業を通して、すべての教職員の意識の高揚を図るとともに、組織的・計画的にいじめに取り組む学校体制を構築していく。

### (2) 学校基本方針が具備すべき内容

- ① 包括的な取り組みの方針、具体的な指導内容のプログラム化（学校教育全体を通して、いじめ防止に資する多様な取り組みが体系的・計画的に行われるようにするため）
- ② いじめ問題に取り組む体制（組織）、組織的対応の流れ
- ③ 校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る取り組み
- ④ チェックリストの作成・活用等、いじめ防止に対する取り組み方法を具体的に定め、それらを徹底するための取り組み
- ⑤ 学校方針が、学校の実情に即して機能しているかを点検し、見直しを図るPACDサイクル
- ⑥ いじめ防止に係る年間計画
  - ア 組織の会議
  - イ 校内研修
  - ウ いじめ実態把握アンケート調査、教育相談の機関・方法・内容
  - エ 全校集会、学年集会等の啓発活動
  - オ 道徳教育、人権教育、体験的活動 等
- ⑦ 未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的な取り組み
- ⑧ ネットいじめへの対応
  - ア 授業における情報モラル教育の実践

- イ 児童生徒や保護者を対象とした講習会，教員研修の開催
  - ウ 保護者会等の機会をとらえた保護者への協力依頼
  - エ ネットいじめが発見された場合の対応  
(管理者への削除依頼，警察等の関係機関との連携等)
- ⑨ 家庭・地域・関係機関との連携 等

### 3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織について（推進法22条）

#### (1) 組織構成の考え方

- ① いじめ防止や早期発見，いじめへの対処の中核となる組織として機能する体制を，学校の実情に応じて決定する。また，個々の場面に応じ，関係ある教職員を追加するなど，柔軟に組織化を図る。
- ② 「生徒指導員会」等，既存の組織を機能させる。
- ③ 適切に外部専門家の助言を得ながら機能的に運用できるように工夫する。（心理や福祉の専門家，弁護士，医師，教員・警察経験者等）

#### (2) 組織の役割

- ① 基本方針に基づく取り組みの実施，具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ② いじめ相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を図る役割。
- ④ いじめの疑いに係る情報があった場合，緊急会議を開き，情報の迅速な共有，関係ある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援体制・対応の決定・保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ⑤ 重大事態の調査のための組織の母体としての役割

### 4 学校におけるいじめに対する措置について（推進法第23条）

#### (1) いじめ防止について

いじめ問題においては，いじめが起こらない学級・学校づくり等，未然防止への取り組みが最も重要である。児童生徒の好ましい人間関係を築き，豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために，予防的，開発的な取り組みを充実させるとともに，いじめを防止する重要性等について啓発活動を行う必要がある。

##### ① 教職員全員の共通理解による取り組み

ア いじめの態様，原因・背景，具体的な対策等について，職員会議，校内研修等で周知し，教職員全員の共通理解を図るとともに，児童生徒に対しても集会活動や学級活動等で，日常的にいじめの問題に触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体で醸成する。

イ 自ら課題を見つけ，自ら考え，判断し，表現する授業（自己決定の場の設定），児童生徒一人一人を大切に，学ぶ楽しさや成就感を味わわせる授業（自己存在感の体得），互いを認め合い，学び合う授業（共感的人間関係の育成）など，生徒指導の機能を生かした，「わかる・できる授業」を実践する。

##### ② 道徳，体験活動等を通じた取り組み

ア 全教育活動を通じて道徳教育や人権教育を充実させ，児童生徒一人一人に思いやりや自他の生命を尊重する心情や態度を育成する。

イ 体験活動等の充実を図ることにより，児童生徒一人一人に自己存在感や自校有用感

を味わわせるとともに、いじめの問題を自分のこととして考え、自ら行動できる集団づくりに努める。

③ 児童生徒の自主的な取り組み及び啓発活動

ア 標語募集，ポスター，新聞の作成，いじめ追放キャンペーン，全校集会でのいじめ撲滅アピール等，児童会，生徒会などによる児童生徒による主体的ないじめ問題への取り組みを充実させる。

イ 学校・学年だよりによる啓発・広報活動を行う。

④ 保護者，関係機関との連携による取り組み

ア 授業参観において，いじめ防止に関連した道徳や特別活動等の授業を公開する。

イ P T Aの各種会議や保護者会，保護者研修会等において，いじめの実態や指導方針などの情報を提供し，意見交換する場を設けたりして，いじめの防止，早期発見に努める。

⑤ その他の取り組み

その他，学校の実態に応じて，いじめの防止に向けた取り組みを計画的・継続的に実施する。

(2) いじめの早期発見について

① 日常の観察

ア 教職員は感性を生かし，児童生徒の小さな変化や危険信号を見逃さない。特に，通常とは異なる言動や姿を見たときには，見逃すことなくその時点で事情を聴く。また，児童生徒から事情を聴くときは，児童生徒の言い分だけで判断することなく，正確な情報収集に努める。

イ 児童生徒の欠席状況の確認，ノート・日記の記入状況等により児童生徒の実態把握に努める。

ウ 児童生徒と教員の信頼関係の構築に努め，児童生徒からいじめの早期発見につながる情報が得られるようにする。

② 情報交換

ア 教職員相互が積極的に情報交換を行い，学級担任が一人で抱え込まないよう配慮する。

イ 学級担任，教科担任，部活動顧問等の情報交換を密にする。

③ アンケート調査，教育相談等

ア 定期的なアンケート調査により実態把握に努める。

イ 日頃から児童生徒や保護者が相談しやすい雰囲気醸成するとともに，計画的な個人面談や，養護教諭，スクールカウンセラー等との連携による教育相談の充実を図る。

④ 保護者や地域，関係機関等との連携

ア 授業参観やP T Aの行事，電話・家庭訪問等により保護者と連携し，児童生徒の変化を見逃さず，情報を共有する。

イ 補導活動や地域の行事等の機会を捉えて，地域や関係機関との情報交換に努める。

⑤ その他

ア その他，学校の実情に応じて，いじめの早期発見に向けた実効的な取り組みを実施する。

(3) いじめの対処について

いじめの兆候を発見した時は，問題を軽視することなく，早期に適切に対応することが大切である。いじめ問題が生じたときには，正確な事実確認に基づき，いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速で適切な対応を行うとともに，解決に向けて担任等が一人で抱え込まず，学校全体で組織的に対応することが重要である。さらに，学校だけでは解決できない問題も早い段階からの関係機関との連携が必要である。

① 初期対応

- ア いじめやいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- イ 些細な兆候であっても、見逃すことなく早い段階からの的確に関わりを持つ。
- ウ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、管理職等への報告・連絡・相談を確実にし、情報を共有する。
- エ 関係した児童生徒双方からの事実確認を行い、正確な事実把握に努める。(児童生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーの保護には十分に留意する。)

② 早期解決に向けた主な対応

- ア 校長のリーダーシップの下、情報を共有し、役割を分担して取り組む。
- イ いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒に対する指導、支援を状況に応じた的確に行う。
- ウ スクールカウンセラーやソーシャルスクールワーカーの活用、関係機関等との連携を図る。
- エ 法を犯す行為がともなう場合は、早期に警察等に相談し協力を求める。

③ いじめを受けた児童生徒への主な対応

- ア 事実確認とともに、当該児童生徒の気持ちを受け止め、共感することで心の安定を図る。また、「最後まで守り通すこと」「秘密を守ること」を伝えるとともに、自信を持たせる言葉かけ等により、自尊感情を高めるように配慮する。
- イ 保護者に対しては、いじめを発見したその日のうちに家庭訪問等を行い、事実関係を直接伝えるとともに、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

④ いじめを行った児童生徒への主な対応

- ア いじめた気持ちや状況等について十分に聴取するとともに、児童生徒の背景にも目を向ける。また、心理的な疎外感を与えないようにする等一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは人間として決して許されない行為であることを認識させる。
- イ 保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、いじめは決して許されない行為であるという毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。また、児童生徒の変容を図るために、今後の関わり方等を一緒に考え、具体的な助言をする。

⑤ いじめが起きた集団への主な対応

- ア 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- イ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることも理解させる。

⑥ 再発防止に向けた主な対応

- ア いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、基本方針(行動計画)を見直し、いじめのない学校づくりに努める。

⑦ ネット上のいじめへの主な対応

- ア 教職員は、研修等によりインターネット及び情報端末の特殊性による危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについての最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導の向上に努める。
- イ 掲示板等への誹謗・中傷等の対応は、次のような手順で行う。
  - 書き込みがあった掲示板等のURLを控え、書き込みをプリントアウトするなどして内容を保存する。(プリントアウトが困難な場合は、デジカメ等で撮影する。)
  - 掲示板等の管理者に削除依頼及び開示請求を行う。(管理者にメール送信)
  - 管理者の連絡先が不明や、削除依頼しても削除されない場合は、プロバイダーへ削除依頼する。

- 削除されない場合は、警察や法務局に相談する。
- ウ ネット上等のいじめの防止には、保護者の協力が不可欠であることから、保護者会や研修会等の機会をとらえ、フィルタリングの設定などの予防策や家庭におけるルールづくり等、啓発活動を強化する。
- ⑧ その他
  - その他、実情に応じて、いじめへの対処について実効的な取り組みを実施する。

(4) 重大事態の発生と調査

① 対応のながれ

ア 教育委員会の指導・助言のもとに実施

- 学校内に重大事態の調査組織を設置
- 教育委員会が事実関係を明確にするための調査を実施
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者にたいして情報を適切に提供
- 調査結果を教育委員会に報告（教育委員会は町長に報告）
- 調査結果を踏まえた必要な措置

※ 必要があると認めるとき、町長は、調査結果について附属機関を設けて再調査を行うことができる。

② 重大事態の発生の報告

ア 学校から町教育委員会に報告し、町教育委員会から町長に報告する。

イ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えた場合でも、報告・調査等にあたる。

(5) その他

- ① 自校のいじめの防止等に関する取り組みや組織が有効に機能しているか等について、定期的に行う学校評価や目標管理制度を活用した教員評価等において、点検・評価を実施し、取り組み等の見直しや改善を図る。
- ② 評価の際には、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な対応等を評価する。

<年間計画>

月	生徒指導計画	教育相談・アンケート	校内研修	会議	評価
4			方針の周知		
5	全体講話	家庭訪問		対策会議	
6		教育相談・アンケート			
7					中間評価
8					
9			情報交換・対策		
10	全体講話			対策会議	
11		教育相談・アンケート			
12					中間評価
1					
2		教育相談・アンケート		対策会議	
3					年間評価